第３号議案　2022年度　運動方針（案）

①　情勢・運動の課題

新型コロナウイルス感染症をめぐって

２０１９年末にコロナ感染症が確認されて以来、長引くコロナ禍で、いまだ収束が見通せず、子どもたちの心身への影響は非常に大きいと考えられます。従来おこなうことができていた様々な教育活動は、相変わらず制約され日常的に我慢することを強いられている子どもたちにどのように向き合い、成長・発達を保障するか、きわめて難しい課題に教職員は日々向き合っています。また、陽性になった生徒や保護者への対応や、日常的に課せられる予防に向けたとりくみに奔走させられる教職員の働き方は、さらなる過密労働に繋がり、負担になっていることは明白な事実であると言えます。

ロシアのウクライナ侵攻に乗じた軍事費の拡大と改憲の動き

　ロシアによるウクライナ侵攻が続くもと、国連総会は４月２４日、ロシアのウクライナ侵攻に関する緊急特別会合で、ロシア軍による民間人や民間施設への無差別攻撃を非難し、即時停止を求める決議案を国連加盟国１９３ヵ国中、７割を超える１４０カ国の賛成で採択しました。４月２日のロシア非難決議に続き、国連憲章違反の軍事侵略は許さないと、国際社会が結束して表明しました。

　一方で、自民党の一部や日本維新の会などがアメリカの核兵器を日本に配備し共同運用する「核保有」の議論を行い、岸田政権は「敵基地攻撃能力」の保有検討に言及しています。さらに、「敵基地攻撃能力」について、岸防衛大臣は国会答弁で、「相手国の領空に入って軍事拠点を爆撃することも『排除しない』」と発言しています。「戦争する国づくり」の具体化を急速にすすめる、危険な動きが続いています。９条の「改憲」や敵基地攻撃能力の保有は、再現のない軍備拡大につながるばかりか、日本が再び「戦争する国」に突き進むことになります。防衛費をＧＤＰ２％へ拡充することが強調されていますが、軍事的衝突をまねきかねません。それよりも教育費に十分な予算をつけるべきです。「教え子を戦場におくるな」の誓いを掲げる教職員組合の役割がいっそう鮮明となっていきます。

教育の課題

　新年度がスタートしたというのに、配置されるべき職員が足りていない現状が続いています。未配置のままの学校現場では、当然、先生方の負担が多くなり、コロナ等で一人休めば、さらなる負担が増えるという、負の連鎖が生じています。また、新任の養護教諭の指導に他校の養護教諭が赴いて行わなければならないなど、見過ごせない人事配置がなされています。少子化に伴い募集定員を減らした学校では、当たり前のように教職員定数が減らされています。学校統廃合によって、職員の負担は校舎間の移動だけでも大変な負担になっています。生徒の数が減っても教員の仕事量が減るわけではありません。もはや、先生方の「責任感」に頼りきった教育の在り方は見直す他ありません。充実した教育を行っていくためにも、必要な加配を行うことや、教職員定数を増やすなど改善を求めていかなければならないと感じています。

昨年、特別支援学校設置基準が示されました。「特別支援学校の実効ある設置基準策定を求める請願署名」など、保護者、教職員、教育研究者、地域の市民団体など幅広い共同のとりくみにより、特別支援学校の教育条件の前進を図る重要な足がかりを築くことが出来ました。今後、新たに建設される学校には必要な教室が備えられ、ほとんどの学校に図書室が整備されます。既存校への基準の適用については「当分の間、なお従前の例によることができる」と猶予されながらも、設置基準と同時に示された「特別支援学校設置基準の公布等について（通知）」には「可能な限り速やかに設置基準を満たすように努めること」と記され、各自治体で「集中取組計画」を２０２１年度中につくり、その計画の着実な実施を求めることが明記されました。現在、策定された設置基準と「通知」をいかして、地方議会に対して特別支援学校建設のための国庫補助率を引き上げる意見書採択を求めるとりくみがすすんでいます。

教職員の生活と権利をめぐる課題

　教職員の長時間過密労働が深刻化しています。教職員定数を増やし、持ち授業時間数の上限規制を設けること、競争主義的で管理と統制を強める教育政策を転換すること、給特法改正を含めた法的な規制、教職員のいのちと健康を守るための労働安全衛生活動など、総合的なとりくみをすすめることが重要となっています。

文科省が昨年行った「教員不足調査」（始業日と５月１日時点）では、全国の学校現場で教員未配置が起きていることや、臨時的任用職員によって学校現場が支えられている実態も明らかになりました。学校現場の未配置の実態は深刻で、５月１日以降も未配置が広がり、教職員の過重労働になっている実態があります。文科省は２０２２年度に「勤務実態調査」を行い、その結果をもとに「給特法」見直し等を検討するとしています。この間、文科省によってすすめられている「学校における働き方改革」は長時間過密労働を解消していません。長時間過密労働の解消のため、学校現場の実態から、給特法の見直しとともに、教職員定数の抜本的改善を求めることが必要です。

「教員免許更新制」の廃止を盛り込んだ教育公務員特例法と教育免許法の改正法が５月１１日の参議院本会議で可決、成立しました。過去に取得したが更新していなかった免許も再び使えるようになります。２０２３年より施行される新たな研修制度が教員の負担とならないよう、改めて要求を行っていかなければならないと考えています。

労働者の賃金引上げ、労働条件改善をかちとるために

干ばつなどの影響や、ロシアによるウクライナ侵略、さらに円安によって、物価の高騰が止まらない現状です。食料品、電気、ガス、ガソリンなど、ありとあらゆるものが値上げされ、その勢いは留まることを知らず、生活を直撃しています。OECD加盟国の多くはリーマンショックやコロナ禍の中でも賃金を引き上げています。一方、日本の名目賃金は１９９７年をピークに下がり続け、２０２１年比で1割も下がっています。２０２２年春闘終盤の戦いの中では、賃上げ額・率ともにコロナ禍以前の水準まで戻している現状にありますが、昨年の最低賃金の引き上げ率には及んでいません。５月１１日に行われた、中央行動でも「民間の賃金を上げることが、公務員賃金を上げる近道」と話されていました。全労連加盟の労働組合と共に、労働者が組合に結集し、地域の人々とともに政府に対して『最低賃金一律１５００円』の声をあげていきましょう。

定年年齢引き上げについて、制度が完成する2031年度までは61歳以降の職員の賃金月額は7割に引き下げられます。これは職務給の原則を逸脱する重大な問題です。この問題は60歳以前から賃金引下げのおそれもあるなど、すべての世代にとってきわめて問題のある内容です。解決すべき問題は多く、今後の重要な課題となります。

「声をあげる・つながる・ホントに変える」をキーワードに、労働組合に結集し、たたかいを通じて連帯の輪を広げましょう。大事なことは要求の一致点での行動です。組合員はもとより、ひとり一人の考え方や背景には様々な違いがあります。民主的に物事をすすめようとするときにともなう煩雑さもあります。個々人の立場や考え違いを認め、組織運営の在り方のより良い方法を探りながら、私たちは何を目指すのかを考え、語り合い、行動しましょう。

②　運動の基本的態度

１　要求で団結、みんなで討議、みんなで決定、みんなで実践

　　具体的要求で団結し、要求やたたかいについてはみんなで討議し、みんなで決定したことはみんなでやりぬくようにします。情勢についての学習、生徒理解、保護者・県民との連帯を深め、分会活動を活発化し、組合員相互の意思統一と団結をはかり、組合活動の前進をはかります。

２　教育実践

　　教育要求・諸課題について、自らの教育研究・教育実践を重視し発展させると共に、保護者・県民との理解と連帯を深め、全県的・全国民的教育運動をすすめる中で実現をめざします。

３　政治的自覚

　　民主国家を支えるための、国民的課題の解決等一致できる要求での広範な労働組合・民主団体と共同し、組合員の政治的自覚の高揚をはかります。

③　運動の基本方針

１　憲法をまもり活かし、平和・民主主義の擁護と前進に邁進します。

２　教職員のくらしといのちを守り、教育の条理に根ざしたゆきとどいた教育の前進をはかるため、国民・県民・保護者との共同を広げながら、教育環境整備に努めます。

３　「組合民主主義」を貫徹し、組合員相互の意思統一と要求で団結し、みんなで討議・決定し、みんなで実践します。要求実現のため、他団体との連帯をすすめます。

４　子どもたちの人格の完成に寄与することを教育の目的に据え、様々な教育問題・課題解決ために、保護者との連帯をはかり、生徒理解をすすめ、全国的視野をもって自らの教育実践を展開します。

５　組織の拡大強化と互助制度の充実を進めます。

④　運動の具体的方針（案）

　１　 教職員のいのちとくらしを守る取り組み　(賃金・労働安全衛生体制の向上)

１．賃金改善の取り組み

(１)教職員の賃金改善をすすめる。

① 「教職員人事評価の賃金リンク」制度の問題を明らかにする。

② 教職員賃金の初任給格付けの改善。

③ 給特法の見直しを求め、時間外勤務については労基法の割増賃金規定の適用をめざす。

④ 定年延長は給料削減を伴わない制度の確立を。

⑤ 部活動手当の支給改善。

⑥ 非正規雇用(常勤・非常勤講師、会計年度任用職員)の賃金・待遇改善に取り組む。

(２) 県立学校の駐車料金徴収に反対します。

(３) 佐賀県版「給与制度の総合的見直し」の維持・改善を求める。

(４) 県労連等と共働して、民間・中小企業労働者全体の賃金底上げ、最低賃金改善、組織拡大をめざす。

２．長時間過密労働の解消、労働安全衛生を確立する取り組み

(１) 教職員の長時間過密労働・多忙化の解消をめざす

① 定数改善、研修・出張等の軽減、報告書の簡略化、ＩＣＴ利活用の改善をめざす。

② 全ての時間外勤務の把握と、在校等時間の削減へ実効ある取り組みを要求する。

③ 時間外勤務に対する勤務の割り振り変更制度の改善を要求する。

(２) いのちと健康を守る労働安全衛生法遵守の取り組みをすすめる

① 衛生委員会をより充実させる。

② 県費によるエアコンを実験・実習室など、特別教室への設置をすすめ、温度管理の徹底を要求する。

③ 新型コロナ感染症から児童生徒・教職員を守るための実効ある対策を要求する。

(３) 公立学校共済組合、教職員互助会の福利厚生を充実させる。

(４) 生活を守り豊かなものとするために、福祉や福利に関する学習会をおこなう。

３．共済(全教共済・あんしん・佐高教自動車共済)加入の取り組み

(１) 佐高教組３共済の加入促進をすすめるため、キャンペーンを実施する。

(２) 未組合員にも総合共済の加入をすすめるお世話係になる人を募集する。

　２　　権利身分の拡充、人事・学校運営民主化の取り組み

１．職場要求実現の取り組み

(１) 「職場からの運動」を積極的にすすめ、分会活動支援を強める。

(２) 職場要求書をもとに校長交渉をおこない、要求の実現をめざす。

(３) 各分会の職場要求を集約し、組合全体の要求としてまとめ、県教委交渉に臨む。

２．保護者・県民の信頼と期待に応える民主的学校づくり

(１) 保護者・地域住民とともに民主教育の発展をすすめる。

(２）教育の自主性・政治的中立性を守り、民主的学校づくりをすすめる。

(３) 学校評議員制度・学校評価の押しつけに反対し、真に開かれた学校づくりをすすめる。

(４) 「教職員人事評価制度の賃金リンク」による差別と分断から教職員の共同による教育を守る。

(５) 「子どもの権利条約」を生かし､生徒の学校参加､自主･自治活動を育てる取り組みをすすめる。

(６) 憲法教育および労働基本権や労働基準法等の主権者教育、労働教育を推進する。

(７) 部活動指導は教職員一人一人の考えや経験を尊重すること。また、地域部活動の導入においては、生徒・保護者・地域・教職員（組合）の意見を聞き協議した上で、職員の負担にならないように、必要な教育条件整備をすすめる。

(８) 初任研、10年研、指導力不足研修などによる管理統制強化に反対する。指導力不足教員制度は廃止を求める。

(９)「役職評価」を実施して改善指導を要求し、民主的な学校運営の実現をめざす。

３．身分確立、諸権利の拡大・擁護の取り組み

(１) ILO勧告にもとづいた公務員の労働基本権確立をすすめる。

(２) 自主的、主体的な研修確立をすすめる。

(３) 分会会議の開催、掲示板設置、校長交渉などの労働慣行を堅持・発展させる。

(４) 私たちの権利について学習を深め、適切な権利行使をすすめ、必要なものは改善を求める。

(５) 非正規職員への不利益取り扱いについて、改善をもとめる取り組みをすすめる。

(６) 実習教員の全業務での単独引率、校務分掌、入試業務等身分確立の取り組みをすすめる。

(７) 寄宿舎指導員の単独引率、 学校図書館司書の身分確立、栄養教諭任用をすすめる。

(８) 教員免許更新制に代わる「新たな研修制度」が負担にならないよう求める。

４．人事行政の民主化を進める取り組み

(１) 長時間・長距離通勤の解消をめざす。

(２) 不当な人事を許さない取り組みをすすめる。重点異動・留任、苦情処理の解決をめざす。

(３) 教員採用試験の負担軽減、公正な採用試験の実施、管理職登用の透明性を求める。

　３　　ゆきとどいた教育をすすめる取り組み(教育予算増・教職員定数拡充)

１．教職員定数・教育予算増をめざす取り組み

(１) すべての学校・学年で「20人学級」を展望した少人数学級の実現を求める。

(２) 全教「せんせいふやそうキャンペーン」に結集し、教職員定数・教育予算を増やすための取り組みをすすめる。

(３) 授業担当時間は週15時間を目安とし、各学校の実情などをもとに教職員定数を要求する。

職場定数要求書をつくり校長交渉を行う。

(４) 障害児教育の専門性の保障、生徒の教育保障につながる教職員定数、特別支援コーディネーターなど教職員定数加配を要求する。

(５) 養護教諭の複数配置・繁忙期加配の拡大をめざす。

２．高校・特別支援学校の就・修学保障と高校無償化を実現する教育予算・条件整備の取り組み

(１) 施設設備・教育条件改善の取り組みをすすめる。

(２) 格差拡大、通学や修学の困難、定時制生徒の就労が困難になる高校統廃合・学区拡大に反対する。

(３) 少人数学級、私学助成増、教育予算増をめざした「教育全国署名」、政府予算概算要求にむけた「えがお署名」を取り組む。

(４) 教育費の保護者負担軽減をめざす。

(５) 高校・特別支援学校生の就職保障、人間らしく働くルールの確立をすすめる。

(７) 実効ある設置基準に基づく特別支援学校・学級の教育条件整備を国・県に求める。

(８) 障害児が地域社会でいきいきとした生活を送れるように､社会環境の整備拡充を求める。

　４　　組織の強化・拡充の取り組み

１．組合の存在意義、教育情勢を学び、対話と相互理解をはかり、組合員拡大に取り組む。

(１) 佐高教組で取り組む、加入拡大の計画を立て、各分会１名以上の拡大をめざす。

(２) 専門部の活動を重視し、各専門部の拡大目標を立てて取り組む。

(３) スポーツ、レクレーション活動などを通して加入を促進する。

(４) 役員が分会を訪問、説明会を開催し、全教共済の加入促進と組合加入を一体に取り組む。

(５) 新規採用者・若年層の加入拡大を重点的に取り組む。

２．分会活動の活性化、見える化をめざす。

(１) 分会会議・分会懇親会を定例化し、未組合員、新採者の参加を呼びかける。本部は分会補助を行い、分会報告書から身近な問題の早期発見につなげる。

(２) 「声かけ」「話を聞く」「つながる」取り組みを通して、組合加入促進と脱退防止につなげる。

(３) 組合新聞を確実に配布し、情勢啓発につとめる。

(４) 分会掲示板の設置、分会机、回収ボックスなど組合活動の環境整備につとめる。

(５) 職場でのさまざまな問題・要求を提起し、解決・実現させる。必要に応じて本部と連携する。

(６) 組合員の要求をまとめ、職場要求書をつくる。

３．専門部活動の活性化をはかる。

(１) 専門部活動を活性化し、専門部の要求にもとづく活動をすすめる。

(２) 専門部での活動参加を未組合員にも積極的に呼びかけ、参加を通じて組合加入を促進する。

４．自主的・民主的教育研究活動の取り組み

(１) 職場を基礎とした教育研究活動を重視し、保護者・生徒に信頼される教師をめざす。

(２) 県内外の各種学習会・教育研究集会を周知し、参加を促進する。

(３）オンラインでの会議・研修に参加する際、物的・技術的に支援する取り組みをすすめる。

　５ 　豊かで平和な社会を築いていく取り組み(他団体との共同)

(１) 他団体との協同は要求の一致で行動することを基本とし、組合員の思想･信条の自由､政党支持の自由を保障する。

(２) 佐賀県労働組合総連合(県労連)に結集し、労働者の雇用、いのちと健康を守る運動に参加する。佐賀県公務労組連絡会の結成に参加する。

(３) ゆきとどいた教育をすすめる佐賀県連絡会と共同し、少人数学級実現等の運動をすすめる。

(４) 憲法問題、社会保障問題、原発問題、環境問題、軍縮・核兵器廃絶運動など、社会全般の動きを組合員に伝え、運動に結び付ける。

(５) 労働者福祉協議会、労働金庫など関係団体とともに組合員の福利厚生運動を推進する。